

令和 3 年 9 月 9 日
公益財団法人東京都保健医療公社

東部地域病院における患者個人情報（健康保険被保険者証）の紛失について

この度、東京都保健医療公社東部地域病院において、患者の被保険者証を紛失する事故が発生しましたので、御報告いたします。当該患者及び関係者の皆様に、深くお詫び申し上げます。

改めて、職員への情報管理に関する指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 紛失した個人情報

入院患者 1 名の健康保険被保険者証

・ 記載されている個人情報

被保険者証記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、資格取得年月日、事業所名称

2 紛失の状況

(1) 紛失の時期

令和 3 年 8 月 25 日（水曜日）

(2) 紛失の経緯

- ・ 8 月 25 日午前 11 時頃、当該患者は緊急で入院した。
- ・ 当該患者を当日担当した看護師は、ナースステーションで写しをとるため、患者から被保険者証及び持参薬の説明書を預かった。
- ・ しかし、当該看護師は、患者の処置を行うため、被保険者証等を他の看護師にナースステーションに持っていくよう依頼した。
- ・ 依頼を受けた看護師は、その後、ナースコール対応が生じたため、さらに他の看護師に写し等の対応を依頼した。
- ・ 9 月 4 日（土曜日）に退院する際、当該患者から持参薬の説明書は返却されたが、被保険者証が返却されていない旨の申し出があり、患者の荷物を検索したが被保険者証を発見できず、院内で紛失した可能性が高いと判断した。なお、被保険者証の写しは医事課、持参薬の説明書の写しは病棟で保管されていた。

【裏面に続く】

- ・ 当該患者が入院していた病棟に勤務している職員への聞き取り調査を実施したが、被保険者証を患者に返却した事実を確認できず、持参薬の説明書を患者へ返却した職員も特定できなかった。
- ・ また、病棟内の検索を行うとともに、当該病棟に入院していた患者に聞き取りを行ったが、当該患者の被保険者証を誤って受け取った患者はおらず、現在まで発見には至っていない。
- ・ なお、現時点では、紛失による二次被害の情報は入っていない。

3 紛失事故発生後の対応

- (1) 現在も当該病棟を中心に紛失した被保険者証の検索を継続している。
- (2) 当該患者に対して、9月4日の退院時に、病棟内の検索を行うことの説明と謝罪を行った。

4 再発防止と今後の対応

- (1) 東部地域病院では、9月8日（水曜日）に職員全員に注意喚起を行い、個人情報の管理を徹底するよう指示した。

また、病棟で患者から被保険者証を預かる場合は、当日その患者を担当する看護師が被保険者証を預かり、コピー後、直接返却する運用に変更する。返却の際は、看護師と患者双方で返却物の確認を行い、当該看護師は返却した旨を電子カルテに記載する。
- (2) 今回の事故を受け、9月8日に公社事務局から全公社病院・所の院長・所長に対し、改めて個人情報管理の徹底について注意喚起を行うとともに、所属職員への周知徹底を指示した。